

寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 10 月 30 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 16 号

寒川町審議会等の会議の公開に関する規則の一部を改正する規則

寒川町審議会等の委員の公募に関する規則(平成 21 年寒川町規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項中「公開した会議については、」を「審議会等は、議事録等(」に、「の次に掲げる場所」を「をいう。以下同じ。)を寒川文書館」に、「公表し、当該会議の開催日の属する年度」を「公表するものとし、寒川文書館への備え付けにあっては、会議開催年度(会議の開催日の属する年度をいう。以下同じ。)の終了後 1 年間、町ホームページへの掲載にあっては、会議開催年度」に改め、同項各号を削り、同条第 4 項中「会議の」を「その」に、「場合においても、前項の規定に準じて議事録を公表するものとする。ただし」を「会議の議事録等を前項の規定により公表するときは」に改める。

第 9 条第 3 項中「町長は、」の次に「運用状況報告(」を加え、「取りまとめ、公表する」を「取りまとめたものをいう。次条において同じ。)を寒川文書館への備え付け並びに広報及び町ホームページへの掲載により公表するものとし、寒川文書館への備え付けにあっては、会議開催年度の終了後 1 年間、町ホームページへの掲載にあっては、会議開催年度の終了後 5 年間、町民の閲覧に供する」に改め、同条第 5 項及び第 6 項を削る。

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

(行政資料化)

第 10 条 第 8 条第 3 項の規定により備え付けられた議事録等及び前条第 3 項の規定により備え付けられた運用状況報告は、当該各項に規定する期間を経過した後は、別に定めるところにより寒川文書館において行政資料として町民の閲覧に供するも

のとする。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。